

鳥取県告示第700号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成20年10月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
鳥 取 市	平成18年度から 平成19年度まで	鳥取市（正蓮寺、雲山、大杣、新、面影一丁目の各一部及び面影二丁目の全部）の地籍図及び地籍簿	鳥取市正蓮寺、雲山、大杣、新、面影一丁目の各一部及び面影二丁目の全部	平成20年10月21日
智 頭 町	平成17年度から 平成18年度まで	智頭町（大字大背の一部）の地籍図及び地籍簿	智頭町大字大背の一部	〃
北 栄 町	平成19年度から 平成20年度まで	北栄町（土下、米里及び北条島の各一部）の地籍図及び地籍簿	北栄町土下、米里及び北条島の各一部	〃
伯 耆 町	平成9年度から 平成20年度まで	伯耆町（真野の一部）の地籍図及び地籍簿	伯耆町真野の一部	〃